

香川県職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第87号

香川県職員倫理規則の一部を改正する規則

香川県職員倫理規則（平成13年香川県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(禁止行為) 第4条 略 (1)～(4) 略 (5) 利害関係者から未公開株式（ <u>金融商品取引法</u> （昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する <u>金融商品取引所</u> に上場されておらず、かつ、 <u>同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿</u> に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。 (6)～(9) 略 2・3 略	(禁止行為) 第4条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(4) 略 (5) 利害関係者から未公開株式（ <u>証券取引法</u> （昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する <u>証券取引所</u> に上場されておらず、かつ、 <u>同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿</u> に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。 (6)～(9) 略 2・3 略

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。